

令和2年度 私立高等学校生徒等奨学給付金について

私立の高等学校等の高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯に対して給付金を給付します。**(※返済は不要です。)**

(家計急変により、経済的な理由から道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当となる世帯を含みます。)

1 給付対象

令和2年7月1日現在(※)で、次の(1)から(4)の全てに該当する世帯

※ 令和2年7月1日以降に家計急変があった場合は、家計急変があった日の翌月1日(家計急変があった日が月の初日である場合は、家計急変があった月)現在

(1) 以下のいずれかを満たしている者

① 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税又は生活保護受給世帯

② 家計急変により、経済的な理由から道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当となる世帯

※ 家計急変があった日の翌月の1日(6月30日以前に家計急変があった場合は7月1日、家計急変があった日が月の初日の場合は、家計急変があった月の1日)以降1年間の収入が収入基準に当てはまる場合又は、収入見込額を基に算定した所得金額から各種控除額を差し引いた額が道府県民税所得割及び市町村民税所得割の非課税に相当する場合。

(別紙「奨学給付金家計急変(例)」参照)

※ 給付決定通知等が届くまでの間に、就職等で家計状況が変更となる場合は、変更後の収入見込額を確認するため、必ずお知らせください。

(2) 保護者、親権者等が岩手県内に住所を有すること。

※ 保護者等が岩手県外に在住の場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

(3) 就学支援金支給対象である学校又は高等学校等専攻科に在学している者であること。ただし、特別支援学校の高等部及び専攻科を除く。

(4) 児童養護施設等に入所又は里親に養育を委託されており見学旅行費又は特別育成費の対象となっていない者(母子生活支援施設の高校生等を除く)。

2 生徒一人当たりの給付額(年額)

世帯区分		1人当たりの給付額(年額)
①	生活保護(生業扶助)受給世帯	52,600円
非課税世帯	② 通信制以外 第1子の高校生等	103,500円
	③ 通信制	38,100円
	④ 通信制以外 第2子以降の高校生等	138,000円

⑤ 専攻科生徒		38,100 円
家計急変世帯	⑥ 6月30日までに家計急変	②～⑤の該当額
	⑦ 7月1日以降に家計急変	②～⑤の該当額に、家計急変があった日の翌月（家計急変があった日が月の初日の場合は、家計急変があった月）から3月までの月数を乗じて、12 か月で除した額（1円未満の端数切捨て）

【⑦例】8/5に家計急変があった場合（通信制以外 第2子以降の高校生等に該当する場合）
 $138,000 \text{ 円} \times 7 \text{ か月} \text{ (9月～3月)} \div 12 \text{ か月} = 80,500 \text{ 円}$

※ 非課税世帯（生活保護受給世帯を除く）の保護者等及び専攻科生徒の保護者等のうち、オンライン学習（家庭でのオンライン学習も含む）の通信費を負担している場合は、上記の額に10,000円を加えた額を給付します。

なお、7月1日以降に家計急変があった場合は、家計急変があった日の翌月（家計急変があった日が月の初日の場合は、家計急変があった月）から3月までの月数×1,000円を加えた額を給付します。

※ 保護者等に扶養されている15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合の第1子、第2子の順は生年月日順となります。

なお、通信制の高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する高校生等を含む複数の高校生等がいる場合は、通信制の高校生等は③、専攻科生徒は⑤、通信制及び専攻科以外の高校生等は④の給付額とします。

※ 新入生の保護者等で、前倒し給付（4月～6月分）を受けている方は、年額から前倒し給付額を差し引いた額を給付します。

3 申請方法

県内の高等学校等に在学している場合は、学校へ申請書類を提出してください。

県外の高等学校等に在学している場合は、郵送等により、直接、岩手県ふるさと振興部学事振興課まで申請してください。（申請期限：令和2年8月31日（月）【必着】）

なお、令和2年7月1日以降に家計急変があった場合は、随時申請してください。

4 支給方法

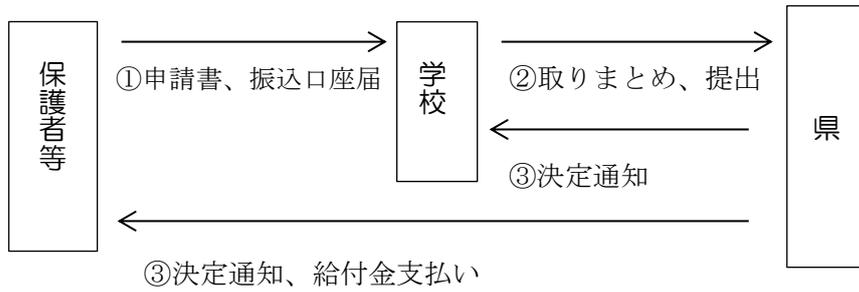
給付決定後に保護者等又は学校の口座に振込みます。（学校の口座に振込んだ場合、学校が給付金を保護者等が負担する授業料以外の教育費に充当し、残額は返金します。）

県外の高等学校等に在学している場合は、申請等で学校を経由しませんので、保護者等の口座への振込みのみとなります。

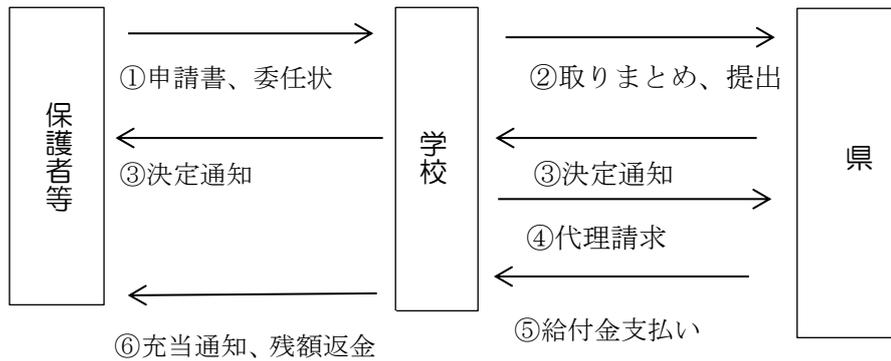
なお、**支給時期は、11月頃を予定**しています。（令和2年7月1日以降に家計急変があった場合は、11月以降、順次行います。）

5 支給の流れ

(1) 保護者等に直接支払う場合



(2) 学校が受け取り、充当する場合（※県内学校のみ）



6 申請書類

(1) 生活保護（生業扶助）受給世帯

① 私立高等学校生徒等奨学給付金給付申請書（様式第1号（その1））

② 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（参考様式-2）

※7月1日現在の受給確認ができるもの

③ 在学証明書（様式第2号） ※県外学校のみ

④ 次のいずれかの書類

【保護者等の口座への振込みを希望する場合】

- ・ 振込口座届（様式第5号）
- ・ 通帳の表紙及び口座情報が記載されているページのコピー

【代理受領を希望する場合】**※県内学校のみ**

- ・ 委任状（参考様式-4）

(2) 非課税世帯（上記(1)を除く）

① 私立高等学校生徒等奨学給付金給付申請書（様式第1号（その1））

保護者・生徒の皆様へ

② 非課税世帯の確認書類（次のいずれか） <ul style="list-style-type: none">保護者等の令和2年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類（課税証明書、非課税証明書、道府県民税・市町村民税額決定通知書等）個人番号カードの写し等 ※県内学校のみ
③ 在学証明書（様式第2号） ※県外学校のみ
④ 対象となる高校生等以外に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合 <ul style="list-style-type: none">健康保険証等の写し扶養の事実の申立書（参考様式-3） ※国民健康保険の場合
⑤ 次のいずれかの書類 【保護者等の口座への振込みを希望する場合】 <ul style="list-style-type: none">振込口座届（様式第5号）通帳の表紙及び口座情報が記載されているページのコピー 【代理受領を希望する場合】 ※県内学校のみ <ul style="list-style-type: none">委任状（参考様式-4）
⑥ オンライン学習に係る通信費を負担している場合 <ul style="list-style-type: none">オンライン学習の通信費に係る誓約書（参考様式-9）

(3) 専攻科生徒

① 私立高等学校等専攻科生徒奨学給付金給付申請書（様式第1号）
② 保護者等の 令和2年度 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類（課税証明書、非課税証明書、道府県民税・市町村民税額決定通知書等） ※ 今年度は、個人番号ではなく課税証明書等で確認します。
③ 在学証明書（様式第2号） ※県外学校のみ
④ 次のいずれかの書類 【保護者等の口座への振込みを希望する場合】 <ul style="list-style-type: none">振込口座届（様式第5号）通帳の表紙及び口座情報が記載されているページのコピー 【代理受領を希望する場合】 ※県内学校のみ <ul style="list-style-type: none">委任状（参考様式-2）
⑤ 個人対象要件証明書（参考様式-7の1又は7の2） ※県外学校のみ
⑥ オンライン学習に係る通信費を負担している場合 <ul style="list-style-type: none">オンライン学習の通信費に係る誓約書（参考様式-8）

(4) 家計急変世帯

① 私立高等学校生徒等奨学給付金給付申請書（家計急変）（様式第1号（その3）） 【専攻科生徒】 私立高等学校等専攻科生徒奨学給付金給付申請書（様式第1号）
② 在学証明書（様式第2号） ※県外学校のみ
③ 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類 （離職票・雇用保険受給資格者証・解雇通告書、破産宣告通知書・廃業等届出等）
④ 保護者等の家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類 ・ 家計急変前の課税証明書の写し等 ・ 家計急変後の会社作成の給与見込（参考様式-7）（専攻科：参考様式-5）、直近の給与明細（3か月分）、税理士又は公認会計士の作成した証明書類等 ※ 給与見込証明書は、家計急変があった日の翌月の1日（6月30日以前に家計急変があった場合は7月1日、家計急変があった日が月の初日の場合は、家計急変があった月の1日）以降1年間の給与見込が証明されているもの
⑤ 保護者等の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類 （扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等） ※ 国民健康保険の場合は、扶養の事実の申立書（参考様式-3）も提出すること
⑥ 家庭状況調査票（参考様式-8）（専攻科：参考様式-6）
⑦ 次のいずれかの書類 【保護者等の口座への振込みを希望する場合】 ・ 振込口座届（様式第5号） ・ 通帳の表紙及び口座情報が記載されているページのコピー 【代理受領を希望する場合】 ※県内学校のみ ・ 委任状（参考様式-4）（専攻科：参考様式-2）
⑧ 個人対象要件証明書（参考様式-7の1又は7の2）※県外学校（専攻科）のみ
⑨ オンライン学習に係る通信費を負担している場合 ・ オンライン学習の通信費に係る誓約書（参考様式-9）（専攻科：参考様式-8）

(5) 前倒し給付を受けている者で、令和2年7月1日現在では給付対象外となるが、オンライン学習に係る通信費を負担している場合（給付額1,000円）

オンライン学習の通信費に係る誓約書（参考様式-9）（専攻科：参考様式-8）

申請チェックリスト

申請書を提出する前にもう一度確認してください。

《私立高等学校生徒等奨学給付金給付申請書》《私立高等学校等専攻科生徒奨学給付金給付申請書》

- 申請書に記入漏れはありませんか。記入漏れ等があり、申請が受け付けられない場合、給付金の支給ができなくなる場合があります。

《保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類》

- 「**令和2年度**の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額」が確認できる書類(課税証明書・非課税証明書・市町村民税額決定通知書等課税証明書等)が添付されていますか。

《生活保護受給証明書》

- 令和2年7月1日現在**、生活保護受給世帯でありかつ生業扶助を受けている方は、広域振興局又は市福祉事務所が交付する生活保護受給証明書の原本を添付しましたか。

《扶養されている兄弟姉妹の健康保険証等の写し》

- 世帯に扶養されている15歳(中学生を除く)以上23歳未満の被扶養者の健康保険証等のコピーが添付されていますか。

《共通》

- 保護者等の口座への振込みを希望される場合、振込口座届、口座の通帳の表紙及び口座情報が記載されているページの写しが添付されていますか。
- 学校の口座への振込みを希望される場合、委任状が添付されていますか。

《県外学校》

- 岩手県外の学校に在学している場合で、直接個人で申請を行う場合は、在学証明書が添付されていますか。
- (専攻科のみ)岩手県外の学校に在学している場合は、個人対象要件証明書が添付されていますか。

【お問い合わせ先】

岩手県ふるさと振興部学事振興課 私学振興担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1 TEL019-629-5041 FAX019-629-5049

岩手県ホームページ：私立高等学校生徒等奨学給付金のお知らせ

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/shigaku/1006754.html>

※申請書の様式をダウンロードできます。

【オンライン学習に係る通信費について】

令和2年度においては、特例措置として、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業および段階的な学校再開に伴い、子供たちの学びを保証できるよう、非課税相当の世帯にオンライン学習に係る通信費を支給します。

非課税相当の世帯のうち、オンライン学習に係る通信費を負担している場合は、「オンライン学習の通信費に係る誓約書(参考様式-9)(専攻科:参考様式-8)」を提出してください。

なお、生活保護世帯については、生活保護費(生業扶助)により措置されているため、対象外とします。

《参考》 文部科学省ホームページ

子供の学び応援サイト～臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト～

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm